定 期 監 査 の 結 果 に 基 づ く 措 置

（令和６年５月８日　実施）　　　　　　　　　　　　　　　　　倉敷市立短期大学事務局

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定に誤りがあり、過少に使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い適正な事務処理をされたい。
措　　置	入力誤りによって過少に徴していた使用料については、速やかに調定変更を行い、５月１３日付けで過誤調整用納付書を送付しております。 今後は誤ることのないよう、複数で確認を行う等、正確な事務処理を行ってまいります。